

令和6年度採用の久留米市学童保育所補助員 採用試験案内

1 試験区分及び採用予定人員

試験区分	職務内容	採用予定人員
学童保育所 補助員	市内の学童保育所で、支援員の指導・助言のもと 児童の育成支援業務などに従事します	20人

(1) ただし、一定の基準に満たない場合は、合格者数が採用予定人員を下回ることがあります。

2 受験資格

- (1) 受験資格は問いません。
- (2) 国籍は問いません。なお、日本国籍を有しない人の受験資格等の詳細については、3ページ9に記載しています。
- (3) 上記の受験資格があっても、次のいずれかに該当する人は、受験できません。
 - ① 禁こ以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
 - ② 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

3 申込受付期間及び受験手続

(1) 申込受付期間

- ①4月15日～5月15日、②5月16日～6月14日、③6月17日～7月12日、
④11月18日～12月13日、⑤令和7年1月16日～2月14日
● 受付時間は午前9時00分～午後5時00分まで、土・日・祝日は受付不可

- ① 提出された応募書類は、合格者分を除き6月以内に破棄しますので、一切返却いたしません。
- ② 受験票は、受験申込書持参の場合は受付時に交付し、郵送の場合は後日郵送します。受験票が届かない場合又は紛失した場合は、採用試験日の2営業日前までに必ず連絡してください。
- ③ 申込み記載事項に不正がある場合、連合会職員として相応しくない非違行為等が判明した場合は、採用される資格を失うことがあります。また、採用後に不正が発覚した場合、非違行為等が判明した場合は、免職等になることがあります。

(2) 受験手続

必要事項を記入し写真を添付した「受験申込書」で申し込んでください。

持参する場合

久留米市学童保育所連合会（石橋記念くるめっ子館）に持参

郵送する場合

封筒の表に「受験申込み」と朱書きし、裏に申込者の住所・氏名を明記したうえで、久留米市学童保育所連合会宛てに、必ず特定記録又は簡易書留で送付してください。特定記録又は簡易書留によらない場合の事故については責任を負いません。「受験票」を郵送し

ますので、必要な郵便切手を貼り返信先を記入した封筒を必ず同封してください。

4 試験の日程及び会場

日時等	会場
①5月20日、②6月19日、③7月18日、 ④12月18日、⑤2月19日	久留米市学童保育所連合会 (石橋記念くるめっ子館内) 久留米市榎原町80-1

- (1) 試験の詳細なスケジュールは、受験申込書を受付時に説明します。
- (2) 試験の日程及び会場は予定です。変更があった場合は、別途お知らせします。

5 試験の方法及び内容

試験科目	方法・内容	備考
筆記試験	補助員として資質を備えている人物かどうかを判定するもの(試験時間30分)	受験申込受付後に通知
面接試験	面接を通じて補助員として資質を備えているかどうかを判定するもの(試験時間15分)	

- (1) 筆記試験を実施し、終了後に面接試験を実施します。
- (2) 受験上の配慮(補聴器や車いすの使用など)を希望する人は、申込み時に申し出てください。郵送の場合は、採用試験の2営業日前までに連絡してください。補聴器や車いすなど、受験時に使用する補装具等については、各自で用意してください。なお、点字受験はできません。

6 試験当日に持参するもの

受験票・スリッパ

- (1) 試験時間中は、携帯電話やタブレット端末を含むすべての電子機器の使用を一切禁止します。

7 合格者の発表及び試験成績の開示

(1) 合格者発表

(日時) ①令和6年5月22日、②6月21日、③7月22日、④12月20日、
⑤令和7年2月21日の午前10時00分

(方法) 合格者の受験番号を、事務局玄関に掲示するとともに、筆記・面接試験の受験者全員に、その合否の結果を郵送により通知します。なお、合否についての電話問合せへの対応は行いません。

(2) 試験成績の開示

試験成績について、本人に限り開示請求ができます。なお、電話等による請求はできません。

- ・対象者は本採用試験の不合格者(試験のすべての科目を受験した人)に限ります。
- ・請求方法は受験票と本人であることを示す書類(運転免許証等)を、事務局まで持参し、所定の用紙で請求します。
- ・開示内容は順位・科目別得点・総合得点で、開示期間は合格発表の日から1か月間です。

8 採用日等

- (1) 採用日・・・原則、申込受付期間の翌月初日採用（採用後3カ月間の試用期間あり）
ただし、⑤2月19日試験分の採用日は翌々月の4月1日
- (2) 研修・・・採用前研修を原則、合格発表日の3営業日後に1日間実施します。

9 日本国籍を有しない人の受験資格等

(1) 受験資格

- 出入国管理及び難民認定法に定められている永住者
- 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定められている特別永住者

(2) 試験の方法及び内容

全ての試験において、日本語による出題・質問で、それらに対する解答・応答もすべて日本語で行っていただきます。

10 給与及び主な勤務条件

補助員	内 容
給 与	月給制：136,960円(4月)、103,790円(5月)、108,070円(6月)、 156,220円(7月)、194,740円(8月)、99,510円(9月)、 112,350円(10月)、103,790円(11月)、123,050円(12月)、 114,490円(1月)、95,230円(2月)、136,960円(3月) 諸手当：フルタイム手当、期末手当、通勤手当（2キロ以上）、時間外勤務 手当等あり 年 額：約170万円～
所定労働時間	1年単位の変形労働時間制の適用あり 4月及び7月、8月、12月、1月、3月のうち久留米市立小中学校管理規則 第3条に定める休業日の期間及び左記以外の土曜日は、午前8時30分～午 後6時00分（1時間の休憩含む） 上記を除く4月～3月の月曜日から金曜日は、午後2時00分～午後6時00 分（休憩時間なし） ただし、延長保育時は、午後7時00分までの勤務となる場合あり
休日等	一月に6日以上（勤務予定日でない土曜日、日曜日） 国民の祝日及び祭日、年末年始
休暇等	年次有給休暇、特別休暇等あり
社会保険	健康保険、厚生年金保険、雇用保険
勤務地	各校区学童保育所（人事異動あり）

- (1) 上記金額は給与改定等により変更になることがあります。
- (2) 通勤手当は、通勤手段・距離に応じて金額を決定します。

1.1 受験申込み及びお問い合わせ先

〒830-0013 久留米市櫛原町80-1 久留米市学童保育所連合会
【電話】0942-38-2045 【FAX】0942-38-0014